

佐賀県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 浜玉相知線	唐津市原字鉾堤一三七四番一地先から唐津市中原字高土井二七三七番地先まで	平成二三・三・三一
県道 半田鬼塚線	唐津市原字鉾堤一三七四番一地先から唐津市原字笹原一三八九番四地先まで	"